

農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表
(措法46の3、旧措法46の3)

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

特別償却の種類	1	46条の3第1項()号 平()旧46条の3第1項()号	46条の3第1項()号 平()旧46条の3第1項()号	46条の3第1項()号 平()旧46条の3第1項()号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	3	()	()	()
対象資産の名称	4			
対象資産の用途	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{12、14、15又は20}{100}$	$\frac{12、14、15又は20}{100}$	$\frac{12、14、15又は20}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
農業経営改善計画等の 認定年月日	13	平・	面積等	
(第1号イ該当) ② 農用地拡大割合 ①	14	%	計画認定時面積等 ①	拡大面積等 ②
(第1号ロ該当) ② 栽培面積拡大割合 ①	15			
(第1号ハ該当) ② 施設面積拡大割合 ①	16			
(第1号ニ該当) ② 施設面積等拡大割合 ①	17			
(旧第2号該当) 所有山林の面積	18	ha	(第2号該当) 受託施業山林の面積	19 ha
(第3号該当) 総収入金額	20	円	(第3号該当) 素材生産業に係る収入金額	21 円
その他参考となる事項	22			

特別償却の付表(二十六) 平十四・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（二十六）の記載の仕方

- 1 この付表（二十六）は、次の(1)から(4)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 租税特別措置法第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》
 - (2) 平成14年改正前の租税特別措置法第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》
 - (3) 平成13年改正前の租税特別措置法第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》
 - (4) 平成12年改正前の租税特別措置法第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》
- 2 「特別償却の種類1」は、上記1の(1)から(4)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内には、適用する規定の該当年数を記載してください。なお、「（ ）号」内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の用途5」には、「施設園芸用」、「畜産用」、「事務所用」、「工場用」等の用途を記載します。
- 6 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「割増償却率10」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の割増償却率を○で囲みます。
 - (1) 1の(1)から(4)までの規定の各第1号の適用を受ける減価償却資産…「20」
 - (2) 1の(1)から(4)までの規定の各第2号の適用を受ける減価償却資産
 - イ 平成12年4月1日以後に林業経営改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「12」
 - ロ 平成8年7月22日から平成12年3月31日までの間に林業経営改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「15」
 - (3) 1の(1)から(4)までの規定の各第3号の適用を受ける減価償却資産
 - イ 平成14年4月1日以後に共同改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「12」
 - ロ 平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に共同改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「14」
 - ハ 平成12年3月31日以前に共同改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「15」
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みません。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「農業経営改善計画等の認定年月日13」には、農業経営改善計画、林業経営改善計画又は共同改善計画の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「農用地拡大割合14」から「施設面積等拡大割合17」までの各欄は、1の(1)から(4)までの規定の各第1項1号イから二までのいずれの規定の適用を受けるかに応じ、農業委員会又は市町村長の証明に係る面積等に基づき、該当する欄を記載します。

また、2以上の農業委員会又は市町村長の証明がある場合には、その合計面積等に基づき記載します。
 - (3) 「所有山林の面積18」には、1の(3)又は(4)の規定の各第1項第2号の規定の適用を受ける場合に、林業経営改善計画の認定の申請をする時において有する山林の面積を記載します。
 - (4) 「受託施業山林の面積19」には、1の(1)又は(2)の規定の各第1項第2号の規定の適用を受ける場合に、受託をしている森林施業に係る山林の面積を記載します。
 - (5) 「総収入金額20」及び「素材生産業に係る収入金額21」には、1の(1)から(4)までの規定の各第3号の適用を受ける場合に、当期の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）及び当期の国内において営む素材生産業に係る収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）を記載します。
 - (6) 「その他参考となる事項22」には、対象法人及び対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。